



平成 24 年 12 月 27 日
自 動 車 局

トレーラ・ハウスを一時的に運行できるようにするための制度改正等を行いました！！

今般、道路運送車両の保安基準第 55 条第 1 項に基づく基準緩和認定制度に関する告示、通達の一部を次のとおり改正しましたのでお知らせします。(改正概要は別紙)

(1) トレーラ・ハウス関係

トレーラ・ハウスについては、自動車の大きさに関する制限、制動装置の基準等に一部適合していないことが多いため、原則、運行の用に供することができませんでした。

今般、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以降、店舗、事務営業所、公共施設等として利用したいとの要望等を踏まえ、移動が限定的なトレーラ・ハウスについて、速度の制限や車両の前後への誘導車の配置など、運行の安全性を確保するための条件を付すことにより、基準緩和の認定をしたうえで、その一時的な運行ができるよう制度改正しました。

なお、基準緩和の認定を受けたトレーラ・ハウスの運行にあたっては、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 34 条の臨時運行の許可を別途受ける必要があります。

(2) 基準緩和認定セミトレーラの相互使用関係

物流の効率化等の観点から、基準緩和の認定を受けたセミトレーラについて、複数の運送事業者間で相互に使用したいとの要望を踏まえ、基準緩和の認定を受けた自動車について複数の運送事業者間で相互に使用できることを明確化しました。

国土交通省としては、運行の安全を確保するための条件及び関係法令を遵守していただき、安全な運行を行っていただきたいと考えております。

問い合わせ先

自動車局 技術政策課：古川、松倉

自動車情報課：因泥、藤城

電話：03-5253-8111

(技術政策課：42214)

(自動車情報課：42113)

1. 改正概要

- (1) 「道路運送車両の保安基準第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項及び第 57 条第 1 項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示」(平成 15 年 9 月 26 日国土交通省告示第 1320 号)の一部改正について

①地方運輸局長が緩和の指定ができる規定の追加（第 1 条関係）

指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするもの等及び使用の過程にある自動車の保安基準の細目のうち、制動装置の一部の基準（細目告示第 93 条第 6 項、第 94 条第 4 項及び第 171 条第 6 項並びに第 172 条第 4 項）を地方運輸局長が緩和の指定ができる規定として追加しました。

②その他所要の改正を行いました。

- (2) 「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」(平成 9 年 9 月 19 日付け自技第 193 号)の一部改正について

①トレーラ・ハウスについて、用語を定義したうえで基準緩和の認定を申請することができる自動車として追加しました。

➤（用語）

「トレーラ・ハウス」とは、住居、店舗、事務営業所、公共施設等として使用するための施設・工作物を有する被けん引自動車であって、その大きさが保安基準第 2 条の制限を超えているもの。

➤（基準緩和の認定を申請することができる自動車）

トレーラ・ハウスのうち、当該自動車が有する施設・工作物が分割困難な構造であり、かつ、当該自動車を特定地に定置して使用するとともに、そのための運行が一時的な片道限りのもの。

②基準緩和自動車の使用者以外の者が当該自動車を使用し、関係法令等に違反して運行した場合においても、当該自動車が、基準緩和の認定に関する行政処分の対象となることを明記しました。

③その他所要の改正を行いました。

2. スケジュール

公布：平成 24 年 12 月 27 日

施行：公布と同じ